



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社TBSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 阿部 龍二郎
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 総務局コーポレート業務推進部長
石井 孝尚
(TEL. 03-3746-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2025年6月27日開催予定の第98期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、有用かつ多様な人材の招聘を可能とするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。

変更案第29条（取締役の責任免除）第1項の新設については、各監査役の同意を得ております。

(2) 非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約

上記（1）同様の目的により、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することができるように規定を変更するものであります。

変更案第29条（取締役の責任免除）第2項の変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 株主名簿への記載等を制限された外国人等株式への配当

放送法の規定により株主名簿への記載または記録を制限された外国人等有する株式に対しても、剰余金の配当を可能にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u> 第 29 条 (新設) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	<u>(取締役の責任免除)</u> 第 29 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に基づく取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。
<u>(社外監査役との間の責任限定契約)</u> 第 37 条 (新設) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	<u>(監査役の責任免除)</u> 第 37 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に基づく監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。
(期末配当) 第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という)をする。</u>	(期末配当) 第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、<u>次の各号に掲げる者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という)をする。</u> 1. <u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>

(中間配当) 第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という）をすることができる。	2. <u>社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 3 月 31 日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第 10 条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者</u> (中間配当) 第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、次の各号に掲げる者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という）をすることができる。 1. <u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u> 2. <u>社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 9 月 30 日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第 10 条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者</u>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会 2025年6月27日

定款変更の効力発生日 2025年6月27日

以 上